

証券コード511A
2026年8月6日
(電子提供措置の開始日 2026年7月31日)

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目1番地1号
株式会社ヴァンガードスミス
代表取締役 田中 慶太

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://v-smith.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）に「ヴァンガードスミス」または証券コードに当社証券コード「511A」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書面に代えて株主総会出席票を同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら株主総会出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月21日（金曜日） 16時30分 （受付開始 16時00分）
2. 場 所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目2-3 虎ノ門アルセアタワー3F
虎ノ門アルセアタワーコンファレンス
3. 目的事項
【報告事項】
第12期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
【決議事項】
本総会における決議事項はございません。

【参考資料】

1. 事業報告（2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日まで）
2. 計算書類（2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日まで）
3. 独立監査人の監査報告書
4. 監査報告書

4. ご出席に関するお願い

本総会には決議事項がございませんので、議決権行使書面等の同封はいたしておりません。当日の会場準備およびスムーズな運営の都合上、ご出席を予定されている株主様におかれましては、同封の「出欠票」にご記入のうえ、2026 年 8 月 17 日（月）必着にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

以 上

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

ADDRESS 住所

〒105-0001

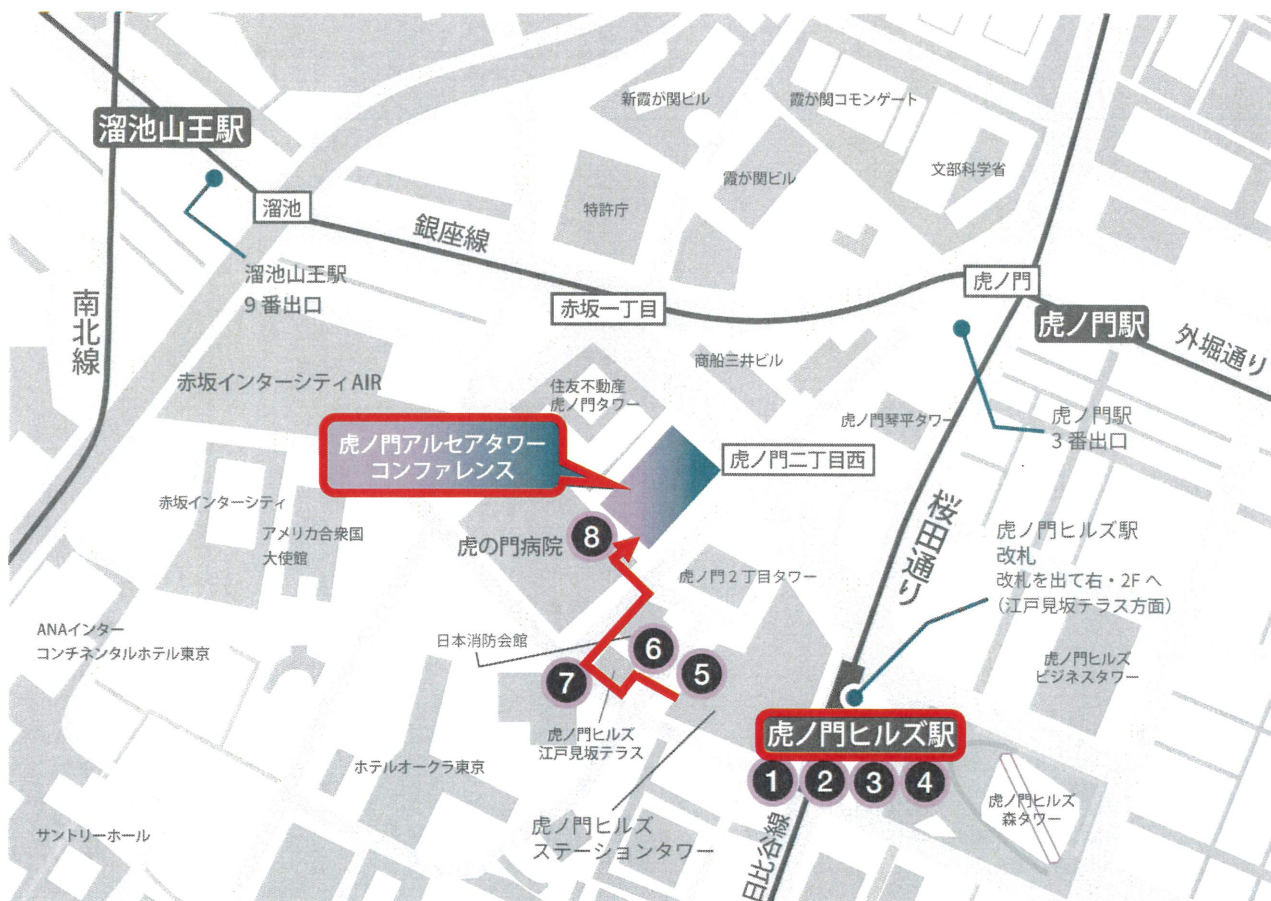
東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー3階

事務局連絡先：070-6450-7593

事務局担当者：奥村

日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」からのアクセス

■「虎ノ門ヒルズ駅」より徒歩3分（デッキ直結）



虎ノ門ヒルズ駅改札（地下2階）を出て右へ



エスカレーターへ（B2F～B1F）



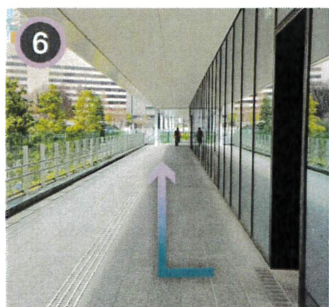
エスカレーターを乗り継ぎます（B1F～1F）



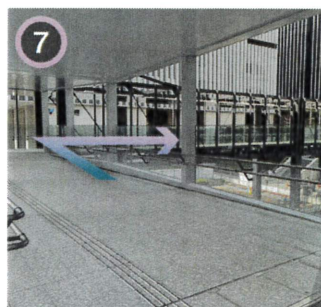
エスカレーターで屋外へ（1F～2F）



矢印の方向へ進みます
（正面の江戸見坂テラスには入らず左へ）



通路を直進し、直通デッキへ向かいます



直通デッキを渡り、
虎ノ門アルセアタワー2階入口へ



虎ノ門アルセアタワー2階自動扉に入り、
エスカレーター（エレベーター）で3階
コンファレンスへ

ADDRESS 住所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセルアタワー3階

事務局連絡先：070-6450-7593

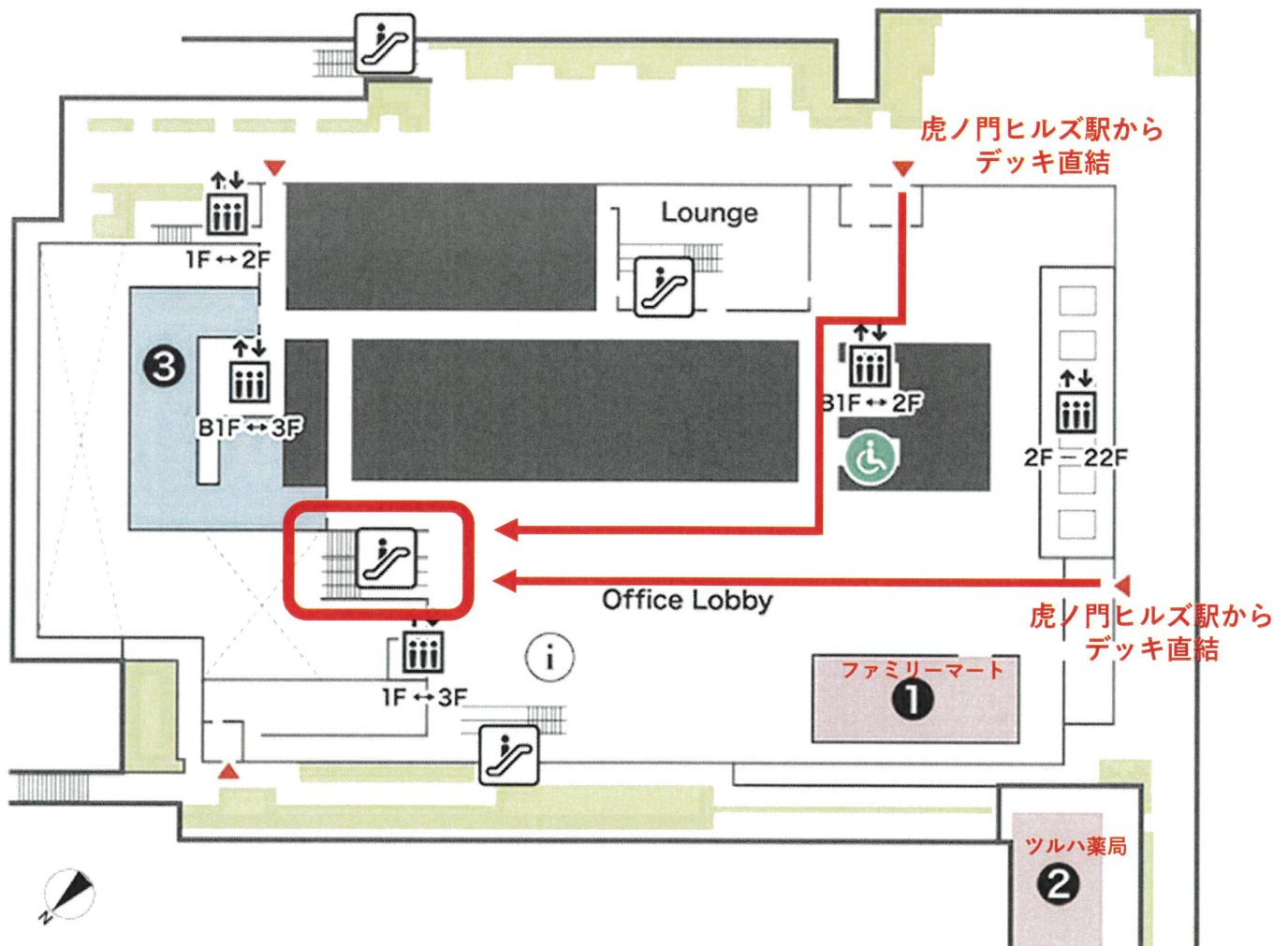
事務局担当者：奥村

ビル内～会場までのアクセス

※株主総会の会場入り口は1フロア上がった**3階**になります。

※下図赤枠の**エスカレーターで3階**までお上がりください。

虎ノ門アルセルアタワー【2階フロア図】



※喫煙所は1階にございます。
他フロアにはございませんので、ご注意ください。

株式会社ヴァンガードスミス
第12期 定時株主総会 出席票

〔開催日時〕 令和8年8月21日（金曜日）16時30分
〔開催場所〕 東京都港区虎ノ門2丁目2-3 虎ノ門アルセアタワー3F 虎ノ門アルセアタワーコンファレンス
(定時株主総会招集ご通知末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

住 所：

氏 名：

議決権数 個 (单元株式数 100株)

ご所有株式数

株

以上

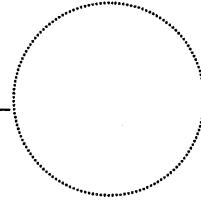
(お願い)

株主総会にご出席の際は、本票を会場受付へご提出ください。

2026 年 8 月 日

住 所 _____

氏 名 _____



出欠確認書

ご準備の都合上、株主総会および株主懇親会の出欠について、いずれかに○を付して、2026年8月17日（月）までに同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

■ 株主総会（2026年8月21日開催）に

1. 出席します
2. 欠席します

■ 株主懇親会に

1. 出席します
2. 欠席します

【代理人を出席させる場合のみご記入ください】

委 任 状

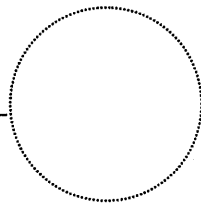
株式会社ヴァンガードスミス
代表取締役 田中 慶太 殿

私は、下記代理人を定め、2026年8月21日開催の貴社定時株主総会（継続会を含む）に出席し、発言その他一切の権限を委任いたします。

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____



参考資料

1. 事業報告（2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日まで）
2. 計算書類（2025 年 6 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日まで）
3. 独立監査人の監査報告書
4. 監査報告書

以上

事業報告

(2025 年 6 月 1 日から
2026 年 5 月 31 日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、物価上昇ペースが一段落しつつある中で、財政政策や賃金上昇の効果が徐々に表れてきた一方で、物資不足や生活関連費用の上昇が消費者マインドの改善への重石となっております。特に、ホルムズ海峡の混乱に伴う石油関連物資の供給不足および価格高騰が景気の先行き不透明感を一段と強めております。

今後、ホルムズ海峡の混乱が長期化し、不安定なエネルギー・物資の供給が継続する場合には、物価上昇と物価抑制に向けた金融引き締めなどが想定され、企業活動を取り巻く環境には、引き続き慎重な対応が求められます。

当社の近隣トラブル解決支援事業において、少子高齢化の加速、地域コミュニティの希薄化、在留外国人の増加に加え、新型コロナウイルス禍を契機としたテレワークの増加等を背景に、近隣トラブルは増加傾向にあり、また深刻化する傾向にあります。このような状況のもと、当社は主力サービスである「Mamorocca」「P サポ」「P サポ+」の受注拡大を推進し、相談員として元警察官を継続的に安定的に採用することで、高い水準の相談品質を維持・改善しながら、業容の拡大と収益力の強化に取り組んでまいりました。

また、不動産事業は、運営する物件を安定稼働及び予約サイトの拡充により予約数を増加させ、売上高の増加に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は 2,210,389 千円（前事業年度比 48.6%増）、営業利益は 654,791 千円（同 47.9%増）、経常利益は 645,444 千円（同 45.1%増）、当期純利益は 427,534 千円（同 44.9%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

近隣トラブル解決支援事業

当セグメントにおきましては、新規会員が順調に増加したことに加え、前事業年度より開始した大口顧客との取引が寄与したことにより売上高は、2,099,931 千円（前事業年度比 48.7%増）、営業利益は 682,039 千円（同 46.8%増）となりました。

不動産事業

当セグメントにおきましては、前事業年度は修繕及び人材難により宿泊希望日数すべての営業ができなかった物件が当事業年度は解消されたことや、予約サイトの拡充

により予約数は増加しましたが、稼働して間もない物件がありましたので、売上高は 110,457 千円（前事業年度比 47.9%増）、営業損失は 27,247 千円（前事業年度 営業損失 22,068 千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は 279,287 千円で、主に不動産事業における貸別荘の取得であります。また、このほかに本社オフィス移転に係る賃借保証金等の差入保証金 144,767 千円の差入があります。なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「困っている人を助ける」の経営理念の下で、「トラブルを事件にさせない社会へ」をビジョンに掲げ、法律では対処できない事件未満のトラブルに対し、現場経験のある元警察官が適時に、かつ、適切に対応することで、トラブルの解決を支援するサービスを展開しております。

当社が認識している対処すべき課題は以下のとおりです。

① コンプライアンスの遵守

当社は、騒音トラブル、迷惑行為、SNS トラブル等の「事件未満」のトラブルに対し、元警察官である相談員が中心となって近隣トラブル解決支援事業を中核の事業として行っています。かかる事業の遂行においては、コンプライアンスの遵守、中でも非弁行為に抵触しないことが重要事項となります。当社の従業員は元よりコンプライアンス意識が高いことは当然ですが、社内では各種規程、ガイドラインやマニュアルを文書化し、業務の取り進めにおいて遵守されているかを管理部が適時に点検を行い、更に内部監査による確認を定期的に行っています。また、近隣トラブル解決支援に直接関与する相談員に対しては、社内教育や研修制度を整備し、顧問弁護士など専門家からのアドバイス・指導を定期的に受ける体制を構築しております。

今後、当社事業の進捗にともなう会員数の増加に対応できるように、優秀な人材を十分に確保し、安定した相談体制を維持、強化してまいります。

また、不動産事業においては、物件管理・清掃業務を適切に行うために、関連業法の遵守と適正人材の確保に引き続き努めてまいります。

36 協定などの労働基準法を遵守し、従業員が安心して、安全に、働きやすい職場

環境を構築し、更に改善に努めながら、健康経営を推進していくことが、当社の持続的な成長に必要不可欠であると認識しております。

② ガバナンス体制の強化

当社は、企業として社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であると認識しております。そのため、事業規模の拡大に合わせて経営基盤の強化を継続的に進めていくとともに、業務遂行に当たっての各種規程及びマニュアル等を整備、充実させるとともに、顧客情報や個人情報等の情報資産の管理を強化するためにも、サイバーリスクへの対応を更に進めてまいります。

③ 人的リソースの確保

当社は、持続的な成長のために、優秀な人材の確保、特に相談員としての元警察官の確保と育成が重要な経営課題と認識しております。採用後の相談員の教育・育成に当たっては、経験豊富な相談員のノウハウを見える化し、AI も活用しながら教育ツールを充実することで、適正な育成方法の構築と育成スピードの加速化を進めてまいります。

④ 深刻化する近隣トラブルへの対応

日本社会における長引く労働賃金の抑制を主たる要因とした労働環境の悪化や生活不安などのストレスの増加とともに、近年の在留外国人の増加など異文化を持った住民が隣接して生活すること等により、近隣トラブルの件数は増加傾向にあり、また内容も重篤化する傾向にあります。

これらは、当社における相談受電件数の増加とともに解決することが困難な相談事案の増加にもつながる可能性があり、当社事業の効率性を低減させる懸念があるため、社会福祉士の採用など専門性の高い人材を含めて、引き続き優秀な相談員の確保・育成などにより、質の高い解決支援サービスの提供に尽力して対処してまいります。

⑤ 営業力の強化

当社は、会員数 3,000 万世帯を目標に新規会員の獲得を推進しております。その一環として、当社の中核である不動産管理業界だけではなく、保険・クレジットカード・通信・エネルギーなどの業界にもサービス展開を拡大しております。また、サービス内容についてもカスタマーハラスメント対応や身辺警護、更には店舗防犯の指導を開始するなど多様化させ、受注単価のアップに取り組んでおります。

⑥ 相談品質の向上・維持

当社は、近隣トラブル解決支援事業を行っております。現時点において、当社は日本における唯一の近隣トラブル解決支援事業を中核事業としている会社であると認識しており、当社が蓄積した経験、ノウハウに基づき優秀な相談員の確保と育成により高い品質のサービスを提供してまいります。日常の会員さま（相談者）と相談員との対応の適法性や妥当性についてはAIを利用した評価システムを活用して、社内においてモニタリングを行うとともに、法律事務所による継続的なレビュー、助言を得てサービス品質を向上させるとともに高い水準で維持しております。

しかしながら、日本社会におけるかかるサービスに対する需要の増加にともない、類似サービスを行う複数企業の設立とこれら企業のサービス水準が低い場合には、業界全体の成長が阻害される可能性があります。当社は当事業のリーディングカンパニーとして、業界全体の構築を見据えて、更なる成長を目指してまいります。

⑦ 財務体質の強化

当社は、経営の健全性を保つためにキャッシュ・フローを重視し、持続可能な経営に努めております。事業強化や拡大を図るうえで必要な資金については、手元資金に加え資金調達を行い、成長を支える財務基盤を構築していきます。また、金利上昇等が財務体質に与える影響を十分に注視し、適切な対応を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第9期 (2024年3月期)	第10期 (2024年5月期)	第11期 (2025年5月期)	第12期 (当事業年度) (2026年5月期)
売上高(千円)	933,699	197,369	1,487,124	2,210,389
経常利益(千円)	232,248	44,920	444,681	645,444
当期純利益(千円)	159,100	15,769	294,958	427,534
1株当たり当期純利益(円)	212.50	21.06	393.96	571.04
総資産(千円)	562,847	817,783	1,160,615	1,715,548
純資産(千円)	192,613	208,382	503,340	930,874
1株当たり純資産(円)	257.26	278.33	672.29	1,243.32

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 2025年12月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 2024年5月24日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から5月31日に変更しました。従って、第10期は2024年4月1日から2024年5月31日までの2ヶ月となっています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

当社の主要な事業は、1. 会社の現況に関する事項 (1)事業の経過及び成果に記載のとおり、「近隣トラブル解決支援事業」及び「不動産事業」であります。

(8) 主要な営業所及び工場（2026年5月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区

(9) 従業員の状況（2026年5月31日現在）

従業員数	前期末比増減
92名	43名増

(注) 従業員数には臨時従業員29名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2026年5月31日現在）

借入先	借入額
(株)千葉銀行	25,758千円
(株)三井住友銀行	21,832千円
(株)日本政策金融公庫	8,905千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2026年3月6日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しました。

2. 会社の株式に関する事項（2026年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,900,000 株
- (2) 発行済株式の総数 748,700 株
- (3) 株主数 33 名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
(株)EXTOCK	370,300	49.45
田中 慶太	229,800	30.69
(株)ヴァンガードスミス 従業員持株会	16,100	2.15
インフィニティドットコム リミテッド	15,000	2.00
古橋 昌也	15,000	2.00
(株)エフ	10,000	1.33
鈴木 康之	10,000	1.33
SBI 生命保険(株)	10,000	1.33
島崎 智大	7,000	0.93
島崎 貴次	7,000	0.93

3. 会社の新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026 年 5 月 31 日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	田中 慶太	(株)EXTOCK 代表取締役
取締役	垂水 隆幸	コーチング.com(株) 代表取締役
取締役	大川原 洋	株式会社アインホールディングス 顧問 北日本消毒株式会社 顧問
取締役	島崎 憲明	日本公認会計士協会 顧問 三優監査法人 経営監視委員会 独立第三者委員 小樽商科大学 特任教授
取締役	井上 康生	国際柔道連盟スポーツ理事 全日本柔道連盟常務理事 日本オリンピック委員会常務理事
常勤監査役	大森 滋	Sean & SONS 合同会社 代表社員
監査役	高畑 恒一	
監査役	新井 武広	公認会計士 日本証券アナリスト協会検定アナリスト 日本証券アナリスト協会規律委員会委員 (株)ストラテジー・アドバイザーズ 執行役員

- (注) 1. 取締役 島崎 憲明及び井上 康生は、社外取締役であります。
2. 監査役 高畑 恒一及び新井 武広は、社外監査役であります。
3. 取締役 垂水 隆幸は、2025 年 8 月 21 日に監査役を退任し、2025 年 8 月 22 日の定時株主総会で取締役に就任しております。
4. 取締役 島崎 憲明は、総合商社における国内外でのビジネスや企業経営の経験、並びに、企業財務・経理・リスクマネジメント・監査を中心とした幅広い知見を有しております。島崎憲明が兼職している他の法人等と当社との間には重要な関係はありません。
5. 取締役 井上 康生は、国内外におけるスポーツ、特に柔道界における競技実績や柔道界の成長・発展に対する経験・功績などに基づき、当社経営に対する多方面からの監督・チェック機能、及び、提言の機能を有しております。井上康生が兼職している他の法人等と当社との間には重要な関係はありません。
6. 監査役 高畑 恒一は、総合商社における国内外でのビジネス、及び、企業経営の経験、並びに、企業財務・経理・リスクマネジメント・監査を中心とした幅広い知見を有しております。

7. 監査役 新井 武広は、東京証券取引所における金融業界、特に証券業界に係る業務経験、及び、企業会計に係る卓越した見識を有しております。新井武広が兼職している他の法人等と当社との間には重要な関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の責任免除

当社は職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

(3) 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役の報酬限度額は株主総会において決議いただいた上で、各取締役の報酬額は、その範囲内にて代表取締役が担当領域、職責や会社の業績等を総合的に考慮して決定しております。これは、当社の企業価値、株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。

また、監査役の報酬につきましては、その限度額を株主総会で決議いただいた上で、各監査役の報酬は監査役会における協議により決定しております。これは、監査役に対して、取締役の職務執行等に関する監査機能を更に高めることを目的としたものであります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役が取締役の個人別の報酬額を決定しております。これは、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適しているとの理由から権限を付与したものであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう社外取締役の関与・助言を得て客観性・公平性を担保する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は

その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2025 年 11 月 27 日開催の臨時株主総会において年額 150 百万円と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は 5 名（うち、社外取締役は 2 名）です。

監査役の報酬限度額は、2025 年 11 月 27 日開催の臨時株主総会において年額 30 百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名です。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	ストック・ オプション	
取締役（社外 取締役を除く）	60,000	60,000	—	—	3
監査役（社外 監査役を除く）	4,800	4,800	—	—	1
社外役員	17,100	17,100	—	—	5

（注） 社外役員の員数には、当事業年度に社外監査役を退任した者 1 人を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、7 ページ「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	島崎 憲明	当事業年度中に開催された取締役会には、21 回中 20 回に出席いたしました。 出席した取締役会において、長年に亘る他社での経営などに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から議案審議につき必要な発言を行っております。
取締役	井上 康生	当事業年度中に開催された取締役会には、21 回中 21 回に出席いたしました。

		出席した取締役会において、長年に亘る柔道界を中心とした国内・国際組織の運営などに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
監査役	高畑 恒一	社外監査役就任後に開催の取締役会には、17 回中 17 回に出席し、同様に監査役会には 16 回中 16 回に出席いたしました。 出席した取締役会において、長年に亘る他社での経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の適法性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。また、出席した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	新井 武広	社外監査役就任後に開催の取締役会には、17 回中 16 回に出席し、同様に監査役会には 16 回中 15 回に出席いたしました。 出席した取締役会において、長年に亘る他社での豊富な経験と企業会計に関する卓越した見識に基づき、取締役会の適法性・適正性を確保するための必要な発言を行っております。また、出席した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査証明業務に基づく報酬 (千円)
当社	24,000	—

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と準金融商品取引法に基づく監査及び TOKYO PRO Market における監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、

前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務の権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

当社は2026年1月26日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ コーポレート・ガバナンス

a. 取締役及び取締役会

- ・取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。
- ・取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令・定款等に則り業務を執

行し、原則として月に一度以上業務執行状況を取締役会に報告する。

- ・ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ・ コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任する。
- b. 監査役および監査役会
 - ・ 監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査担当及び監査法人と連携して、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査する。
 - ・ 監査役は、原則として月に一度以上監査状況について監査役会を開催し意見交換を行う。

ロ コンプライアンス

- a. コンプライアンス体制

役員及び従業員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、「コンプライアンス・マニュアル」その他の行動規範を定める。その目的達成のため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会（当面は、経営会議がその機能を担う）をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じる。
- b. 内部通報制度

コンプライアンスの相談・報告窓口として、コンプライアンス相談窓口を設置し、法令違反や当会社の行動規範違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- c. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

ハ 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、内部監査担当を設置し、内部監査を実施する。内部監査の結果は定期的にと取締役会および監査役会に報告されるものとする。

ニ 懲戒処分

役員及び従業員の職務の執行により法令違反等が生じた場合、役員については会法等に照らし、従業員については「就業規則」などに則り、厳正な処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施し、情報流出防止するための体制を整備する。

ロ 各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき

適切に作成、保存、管理する。

ハ 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

ニ 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理

- ・リスク管理は、「リスクマネジメント規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- ・経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- ・全リスクの統括管理及びコンプライアンスに関する個別課題についての協議・決定は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会（当面は、経営会議がその機能を担う）にて行い、協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会に報告する。

ロ 危機管理

自然災害など重大事態が発生した場合に備えて「緊急事態対応マニュアル」を策定している。緊急事態が発生した場合又は発生が予想される場合には、場合によっては代表取締役を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

ロ 取締役会は、中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。

ハ 取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。

ニ 取締役会において各役員の担当を決定するとともに、諸規程において各役員・従業員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ 監査役の職務遂行を補助する専任の人員を配置する。当該人員の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ 監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、重要な会議に出席する。
- ロ 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ハ 管理部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
- ニ 管理部長は、コンプライアンス相談窓口の利用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。
- ホ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑦ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人等が、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないこととし、適正に対応する。

⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 監査役は、内部監査担当及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行う。
- ロ 監査役は、随時会計データ等の社内資料データを閲覧することができる。
- ハ 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行う。
- ニ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

⑨ 内部監査及び監査役会の状況

当社の内部監査は、管理部内に内部監査担当を設置し、業務にあたっております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。また、監査役会は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑩ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主幹部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考となるためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑪ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は定時取締役会を月1回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
田中 慶太	21	21
垂水 隆幸	21	21
大川原 洋	21	21
島崎 憲明	21	20
井上 康生	21	21
大森 滋	21	21
高畑 恒一	17	17
新井 武広	17	16

取締役会における具体的な検討内容として、予算・中期経営計画の策定及び進捗状況の報告、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況の確認、経営課題への改善策の策定や事業戦略推進等について、情報交換及び意見交換を行っております。

⑫ 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

⑬ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は現在、成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、事業規模の拡大や経営基盤の強化等に投資することが企業価値の最大化と、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては配当を行っておりません。

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しながら継続的かつ安定的な配当を実施する方針ではありますが、現時点において配当を実施する可能性およびその実施時期等については未定であります。内部留保資金につきましては、事業規模の拡大や優秀な人材の採用等に有効活用してまいります。

なお、配当を実施する際は、年1回の期末配当を基本方針としており配当の決定機関は株主総会となっております。

また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

決議した基本方針に則り、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制については、定期的にリスクの見直しを行うとともに、管理部が中心となり全社横断的な統括管理を実施し、事業全般に関するコンプライアンスの徹底と、リスクの未然防止及び発生時の迅速な対応の確保を図っております。

職務執行体制については、期ごとに、各本部・部における業績目標の設定を行い、その進捗については毎週の経営会議等の実施により業績の把握、必要に応じて改善策の検討を行い、目標達成の角度を高めております。

監査体制については、当社全体の内部監査、監査役監査、会計監査人監査の三様監査を実施しております。監査の実施にあたって監査役会は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に意見・情報交換を行い、監査効率の向上、監査の実効性の確保を図っております。

これらにより、当社全体の内部統制を強化し、ディスクロージャーの信頼性を確保するとともに、業務の有効性及び効率性を高め、継続した企業価値の向上を図ってまいります。

附属明細書

1. 会社役員その他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告の「4. 会社役員に関する事項」の箇所に記載のとおりであります。

2. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

計 算 書 類

第12期

自 2025年6月1日
至 2026年5月31日

株式会社ヴァンガードスミス

貸 借 対 照 表

2026年 5 月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,020,550	流 動 負 債	745,521
現 金 及 び 預 金	654,400	買 掛 金	8
売 掛 金	214,194	未 払 金	41,287
貯 蔵 品	46	1年以内返済予定の長期借入金	23,376
未 収 入 金	397	未 払 費 用	65,801
前 払 費 用	145,192	賞 与 引 当 金	34,000
立 替 金	559	前 受 金	369,678
そ の 他	6,050	未 払 法 人 税 等	135,168
貸 倒 引 当 金	△289	未 払 消 費 税 等	52,298
		預 り 金	23,828
		そ の 他	75
固 定 資 産	694,998	固 定 負 債	39,152
有 形 固 定 資 産	443,074	長 期 借 入 金	33,119
建 物	148,980	長 期 未 払 金	1,304
構 築 物	17,698	退 職 給 付 引 当 金	4,729
車 両 運 搬 具	8,213		
工 具、器 具 及 び 備 品	4,421		
土 地	131,593	負 債 合 計	784,674
建 設 仮 勘 定	132,166	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	30,438	株 主 資 本	930,874
ソ フ ト ウ ェ ア	30,174	資 本 金	56,700
そ の 他	263	資 本 剰 余 金	48,000
投 資 其 他 の 資 産	221,485	資 本 準 備 金	48,000
出 資 金	40	利 益 剰 余 金	826,174
差 入 保 証 金	178,815	そ の 他 利 益 剰 余 金	826,174
長 期 前 払 費 用	394	繰 越 利 益 剰 余 金	826,174
預 託 金	49		
繰 延 税 金 資 産	41,802	純 資 産 合 計	930,874
そ の 他	382		
資 産 合 計	1,715,548	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,715,548

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2025年6月1日
至 2026年5月31日

(単位：千円)

科 目				金 額										
売	上	高			2, 210, 389									
売	上	原	価		316, 646									
売	上	総	利	益	1, 893, 743									
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	1, 238, 951				
営	営	業	利	益						654, 791				
営	業	外	収	益										
	受	取	利	息	1, 229									
	受	取	配	当	金	1								
	受	取	家	賃	3, 795									
雑		収	入		2, 615					7, 641				
営	業	外	費	用										
	支	払	利	息	1, 782									
	上	場	関	連	費	用	13, 504							
雑		損	失		1, 701					16, 988				
経	常	利	益							645, 444				
特	別	損	失											
	業	務	適	法	性	検	証	費	用	30, 972	30, 972			
	税	引	前	当	期	純	利	益		614, 471				
	法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税		184, 082
	法	人	税	等	調	整	額						2, 854	186, 937
	当	期	純	利	益									427, 534

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2025年6月1日
至 2026年5月31日

(単位：千円)

	株主資本						純 資 産 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株 主 資 本 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	その他利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
				繰 越 利 益 剰 余 金	剰 余 金 計		
当期首残高	56,700	48,000	48,000	398,640	398,640	503,340	503,340
当期変動額							
当期純利益				427,534	427,534	427,534	427,534
当期変動額合計	—	—	—	427,534	427,534	427,534	427,534
当期末残高	56,700	48,000	48,000	826,174	826,174	930,874	930,874

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法)なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

構築物 10～40年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～6年

②無形固定資産

定額法

なお、償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期に帰属する額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の将来の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社の主要な事業である近隣トラブル解決支援事業においては、業務委託契約に基づいて顧客へ提供しております。すなわち、顧客からの委託を受け事件未満のトラブルに対し、当社の労働力を契約期間にわたって顧客に提供することを主な履行義務としております。契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

不動産事業における貸別荘業については、宿泊約款に基づき、貸別荘の宿泊利用サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務はサービス提供が完了した時点で充足されるものであり、完了時点において収益を認識しており

ます。宿泊代金については、宿泊客のチェックアウト時に支払を受けております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

①リース取引については、賃貸借取引に係る方法により、支払リース料を費用処理しています。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	443,074
無形固定資産	30,438
投資その他の資産	22,683
減損損失	—

(注) 投資その他の資産については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しております。

② 会計上の見積りの内容に関する情報

イ 金額の算出方法

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に基づき、資産のグルーピングを行っております。具体的には、近隣トラブル解決支援事業については事業全体を一つの資産グループとし、不動産事業については個々の不動産物件等を基本単位としております。

不動産事業において、特定地域の複数の不動産物件等の管理に共通して使用される資産については、当該共用資産そのもの又は当該共用資産とこれに関連する不動産物件等を含むより大きな単位で、また、全社的な目的で使用される共用資産については、当該共用資産そのもの又は当該共用資産とこれに関連するすべての資産グループを含むより大きな単位でグルーピングを行っております。

当事業年度において、不動産事業に属する一部の不動産物件、及び当該不動産物件を含む複数の不動産物件等とこれらに関連する共用資産から構成されるより大きな単位について減損の兆候が認められました。当該資産グループについては、帳簿価額と資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較し、いずれについても割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。

ロ 主要な仮定

固定資産に減損の兆候が認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出にあたっては、取締役会で承認された事業計画を基準として合理的な見積りを行っております。事業計画の策定における主要な仮定は売上高の成長見通しであります。売上高の成長見通しは過年度の実

績と市場環境とを勘案して見積もっております。

ハ 翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは資産グループごとの事業計画を基礎としており、市場環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

(単位：千円)

資産の区分	貸借対照表計上額
建物	14,692
土地	11,437
構築物	9,994
合計	36,125

② 担保に係る債務

(単位：千円)

負債の区分	貸借対照表計上額
1年以内返済予定の長期借入金	2,436
長期借入金	18,482
合計	20,918

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

① 建物	15,631 千円
② 構築物	4,431 千円
③ 車両運搬具	10,597 千円
④ 工具、器具及び備品	5,370 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 748,700株

当社は、2025年11月27日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、発行可能株式総数を10,000株から29,000株へ変更しております。また、2025年11月11日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

この結果、発行可能株式総数は2,871,000株増加し、2,900,000株、当事業年度の末日における発行済株式総数は741,213株増加し、748,700株となっております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	12,046千円
未払事業税	14,606千円
資産除去債務	7,645千円
減価償却超過額	1,762千円
社会保険料否認額	1,863千円
その他	3,879千円
繰延税金資産合計	41,802千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	一千円
繰延税金資産純額	41,802千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、一時的な余剰金につきましては、普通預金により保有しており、デリバティブ取引を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は事務所等の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべてが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としており、金利変動による市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、経理規程及び与信管理規程に従い、管理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、差入保証金については差入先の信用情報を契約時及び定期的に把握することを通じてリスクの軽減を行っております。

ロ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社の借入金は固定金利及び変動金利で調達しており、市場金利の変動について定期的に金利の動向を把握し管理しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は利益計画に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末における特段の信用リスクの集中はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであること、「売掛金」、「立替金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金（１年内返済予定の長期未払金を除く）」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	(差額) (千円)
差入保証金	178,815	172,067	△6,748
資産計	178,815	172,067	△6,748
長期借入金	56,495	56,169	△325
長期未払金	2,607	2,509	△98
負債計	59,102	58,678	△423

(※１) １年内返済予定の長期借入金及び長期未払金を含みます。

また、差入保証金には将来返還されないと見込まれる金額の未償却残高を含んでおります。

(※２) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
出資金	40

(注) １. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 １０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
現金及び預金	654,400	—	—	—
売掛金	214,194	—	—	—
未収入金	397	—	—	—
立替金	559	—	—	—
差入保証金	36,219	142,596	—	—
合計	905,771	142,596	—	—

(注) ２. 長期借入金及び長期未払金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	23,376	12,448	6,226	3,271	2,436	8,738
長期未払金	1,303	482	821	—	—	—
合計	24,679	12,930	7,047	3,271	2,436	8,738

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	172,067	—	172,067
資産計	—	172,067	—	172,067
長期借入金	—	56,169	—	56,169
長期未払金	—	2,509	—	2,509
負債計	—	58,678	—	58,678

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、近隣トラブル解決支援事業、不動産事業を営んでおります。また、各事業の売上高は、2,099,931千円、110,457千円であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約資産及び契約負債の残高等は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	158,503
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	214,194
契約負債（期首残高）	370,316
契約負債（期末残高）	368,501

顧客との契約から生じた債権は貸借対照表上「売掛金」として区別しております。契約資産については、該当事項はありません。

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上「前受金」として区分しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は277,825千円であります。当事業年度において契約負債が1,815千円減少した理由は、収益の認識に伴い取り崩されたことによるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価額については、契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該不動産賃貸借契約にかかる差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

この見積りにあたり、使用見込期間は、不動産賃貸借契約期間である3年を用いております。また、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は14,666千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は44,000千円であります。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額 1,243円32銭
一株当たり当期純利益 571円04銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 当社は2026年6月15日開催の取締役会において、下記のとおり、固定資産を取得することを決議しました。

① 取得の目的

福利厚生の一環で、当社従業員の独身寮として利用する目的で取得を予定しております。

② 取得資産の内容

イ 物件所在地：東京都台東区

ロ 取得見込額：4億円

ハ 資金計画：自己資金及び借入金により充当

③ 相手先との関係

当社と相手先との間には、資本関係・人的関係はなく、相手先は当社の関連当事者ではありません。

④ 取得時期

契約締結日につきましては2026年8月中を予定しております。

(2) 当社は2026年7月21日開催の取締役会において、下記のとおり、販売用不動産を取得することを決議しました。

① 取得の目的

販売用不動産として取得を予定しております。

② 取得資産の内容

イ 物件所在地：千葉県富津市

ロ 取得見込額：2億8,000万円

ハ 資金計画：自己資金及び借入金により充当

③ 相手先との関係

当社と相手先との間には、資本関係・人的関係はなく、相手先は当社の関連当事者ではありません。

④ 取得時期

契約締結日につきましては相手先と協議中であります。

以上

【有形固定資産及び無形固定資産等の明細】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	69,804	94,807	—	164,612	15,631	7,462	148,980
構築物	19,342	2,786	—	22,129	4,431	1,167	17,698
車両運搬具	18,811	—	—	18,811	10,597	4,270	8,213
工具器具備品	7,553	2,239	—	9,792	5,370	1,997	4,421
土地	37,039	94,554	—	131,593	—	—	131,593
建設仮勘定	60,209	264,071	192,114	132,166	—	—	132,166
有形固定資産計	212,760	458,459	192,114	479,105	36,031	14,897	443,074
無形固定資産							
ソフトウェア	28,950	20,821	—	49,771	19,597	7,632	30,174
ソフトウェア 仮勘定	7,596	—	7,596	—	—	—	—
施設利用権	—	270	—	270	6	6	263
無形固定資産計	36,546	21,091	7,596	50,041	19,603	7,638	30,438

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	貸別荘（千葉県富津市）	46,238千円
	貸別荘（千葉県南房総市）	16,303千円
	事務所（千葉県富津市）	25,360千円
土地	貸別荘用地（千葉県富津市）	46,450千円
	貸別荘用地（千葉県南房総市）	43,905千円
建設仮勘定	研修施設（神奈川県逗子市）	132,166千円
ソフトウェア	顧客管理システム	13,915千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定	貸別荘（千葉県富津市）	92,688千円
	貸別荘（千葉県南房総市）	60,209千円
	事務所（千葉県富津市）	39,217千円

【引当金明細】

区分	当期首残 高 (千円)	当期増加 額 (千円)	当期減少 額 (目的使 用) (千円)	当期減少 額 (その他) (千円)	当期末残 高 (千円)
貸倒引当金	1,612	—	—	1,322	289
賞与引当金	30,398	34,000	30,398	—	34,000
退職給付引当 金	1,852	2,877	—	—	4,729

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

販売費及び一般管理費明細

自 2025年6月1日

至 2026年5月31日

(単位：千円)

役員報酬	81,900
給料手当	402,588
雑給	106
賞与	24,640
賞与引当金繰入	34,000
退職金	223
法定福利費	73,602
福利厚生費	8,579
退職給付費用	2,877
採用教育費	30,359
研修費	6,263
外注費	7,096
接待交際費	25,612
会議費	8,027
支払手数料	169,815
地代家賃	98,165
旅費交通費	38,812
通信費	65,839
広告宣伝費	59,420
販売促進費	1,998
消耗品費	18,226
水道光熱費	5,322
修繕費	1,243
保険料	25,094
新聞図書費	242
諸会費	1,732
賃借料	1,636
リース料	2,720
租税公課	5,313
寄付金	605
貸倒引当金戻入額(販)	△1,322
減価償却費	22,536
敷金償却	14,666
雑費	1,002
販売費及び一般管理費合計	1,238,951

独立監査人の監査報告書

2026 年7月 24 日

株式会社ヴァンガードスミス
取締役会御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

関 隆浩

公認会計士

山口 大希

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴァンガードスミスの 2025 年6月1日から 2026 年5月 31 日までの第 12 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、そ

の他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告

書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する
重大な事実認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行
についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 7 月 28 日

株式会社ヴァンガードスミス監査役会

常勤監査役 大森 滋 印

監査役(社外監査役) 高畑 恒一 印

監査役(社外監査役) 新井 武広 印